

「令和5年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び 倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」の概要

内閣官房内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）第4条の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- (1) 各種報告書の提出件数
倫理法により提出が義務付けられている各種報告書の提出件数
○ 贈与等報告書・・・21,983件 ○ 株取引等報告書・・・121件
○ 所得等報告書・・・1,509件
- (2) 倫理監督官への届出等の状況
飲食の届出及び講演等の承認の件数
○ 利害関係者との飲食の届出・・・1,097件
○ 利害関係者の依頼に応じた講演等の承認・・・37件
- (3) 懲戒処分等の状況
令和5年度中に倫理法・国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案
○ 懲戒処分・・・6件（6名）
- (4) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策及び体制の整備
○ 国家公務員倫理審査会による各府省等におけるeラーニングに資する自習研修教材（一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の3階層の教材）の配布、「国家公務員倫理月間」（12月）の実施
○ 内閣官房及び人事院による研修カリキュラムの実施
○ 各府省等における研修等の実施